

令和 7 年度 事業計画（山口支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	○ 健全な財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について確認するとともに、職員の意識改革を促進する。 ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 ② サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、支部において勉強会等により、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める取り組みを行う。

④ レセプト点検の精度向上

i) 資格点検

- ・ 資格点検の確実な実施及び資格期間外レセプト等の全件調定

ii) 外傷点検

- ・外傷性傷病レセプトの適切な事務処理
- ・損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理及び迅速な事務処理

Ⅲ）内容点検

- ・レセプト内容点検行動計画に基づき、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。

- KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。

- KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。

② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険

	証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅滞なく、円滑な発行等に取り組む。 ③ 電子申請等の導入 ・加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	○ データ分析に基づく事業実施 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を検討する。 ○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、新たに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」、「支部別スコアリングレポート」や「企業健康カルテ」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ■6年後に達成する目標 高血圧（収縮期血圧）の平均値を3mmHg減少 【令和4年度127mmHg → 令和11年度124mmHg】 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師は本部主催の全国研修やブロック単位による研修等に積極的に参加し、それらを通じて得た知識や技術を生かして保健事業に取り組む。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。

・被扶養者に対する特定健診について、市町との連携を強化し、がん検診との同時実施等の拡大を図るとともに、無料のオプション検査を活用し集団健診を実施する。

・事業者健診データの取得について、2025 年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3 者間）での提供・運用スキームのもとで、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。

・健診体系の見直しとして 2026 年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：177,747 人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 61.2%

（実施見込者数：108,781 人）

- ・事業者健診データ 取得率 13.6%

（取得見込者数：24,173 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：42,960 人）

- ・特定健康診査 実施率 32.9%

（実施見込者数：14,133 人）

■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 61.2%以上とする

2）事業者健診データ取得率を 13.6%以上とする

3) 被扶養者の特定健診実施率を 32.9%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 2022 年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。
- ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・ 第 4 期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、まずは「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」を達成目標とし、生活習慣病予防につながる行動変容をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：25,793 人）

- ・ 特定保健指導実施率 22.5%（実施見込者数：5,803 人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,215 人）

- ・ 特定保健指導実施率 22.3%（実施見込者数：270 人）

■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 22.5%以上とする

2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 22.3%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。
- ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、加入者の QOL の維持及び医療費適正化の観点から、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を実施する。

■ KPI : 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）令和 7 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 地方自治体等と連携した取組について、県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。
- ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との連携した取り組みを推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40 歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（血圧リスク対策・代謝リスク対策等）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。

■ KPI : 健康宣言事業所数を 1,600 事業所（※）以上とする

	(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 ○ 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 山口支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は 2024 年 3 月診療分で 85.6%と 80%以上の水準に達していることから、この使用割合を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた使用促進に取り組む。 ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた検討を行う。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・ 国の方針（※ 1）を踏まえ、2024 年度パイロット事業の取組結果をもとに、バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 (※ 1) 「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」 iii) 上手な医療のかかり方 ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて加入者への周知・啓発を図る。 ■ KPI： 1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で##.##%以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ・ 地域医療構想調整会議等、各種協議会へ参画し医療費等分析結果に基づく意見発信を行う。
--	---

	③ インセンティブ制度の広報 ・各種セミナーや広報誌、メールマガジン、地域・職域連携推進協議会等を活用し、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解し事業主・加入者の行動変容を促す広報を実施する。 ○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・加入者及び事業主目線に立った分かりやすい広報を実現する。 ・SNS（LINE）や二次元コードを活用した支部ホームページへの誘導と分かりやすいランディングページを作成する。 ・山口県公式「やまぐち健幸アプリ」の普及推進による運動習慣等健康意識を向上する。 ・関係団体等と連携した健康情報提供によるヘルスリテラシーを向上する。 ・支部加入者の医療費や健診結果の特徴および対策等に関する情報を提供する。 ・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数を拡大する。 ■ KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 68.0%以上とする 2）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 3）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	○ 組織の適切な運営 ・リスク管理の徹底 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・ハラスメント対策の確実な実施 ・労働安全衛生の推進 ○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施

	○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達審査委員会開催等による適正な調達の実施 ・ 節電等取り組みによるコスト削減の実施 ・ 調達における競争性を高めるため、一社応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
令和7年度山口支部広報計画	1. 令和7年度 広報の取組方針 ○令和6年 12 月に健康保険証が新規発行がなくなったことで加入者及び事業主との繋がりが希薄となる中、協会けんぽの保険者機能を発揮するためには、これまで以上に積極的に事業主、加入者に対して発信する必要がある。 ○主な発信テーマとして、令和8年度に予定している「健診体系の見直し」に関する広報や令和7年12月から健康保険証が使用できなくなるための「マイナ保険証への切り替え」の周知に加えて、山口支部の課題である「高血圧のリスク保有率が高いこと」や、「がん検診受診率が低いこと」について、これらの対策に関するチラシやポスター、動画等を作成し、加入者にわかりやすい周知広報を実施する。 ○このことに加えて、令和6年度から開始となったLINEの記事の充実や登録者数の拡大を図ることや、加入者に直接伝えることを強化するためのWEB広報を実施する。 本計画に掲げた事項の実践を通じ、当支部の抱える課題の解決を図るため、計画的に 周知・広報し、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。 2. 令和7年度 広報の取組事項 <取組①> 事業主、担当者への広報 <取組内容①> 既存の納入告知書同封チラシや健康保険委員への情報発信等を着実に実施する。

<スケジュール①>

令和7年度を通じて実施

<取組②>

加入者へ直接届く広報

<取組内容②>

令和6年度から開始となったLINEの情報発信に取り組むとともに、加入者に届くWEB広報を実施する。

<スケジュール②>

- ・LINEは令和7年度を通じて実施
- ・WEB広報は8月以降に実施

<取組③>

キャラクターの作成

<取組内容③>

広報を円滑に実施するためのキャラクターを作成して、各種広報媒体で活用する。

<スケジュール③>

- ・令和7年5月以降

1.「最重点広報」テーマに係る実施計画

【本部が実施すること】

<テーマ>

	健診体系の見直し <目的> ・医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するため、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する 20 代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進する。 ・令和 8 年度においては、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者の健診体系の見直しを行うこととしていることから、令和 8 年 1 月より積極的に周知・広報を行う。 <メインターゲット> 加入者・事業主 <実施内容> ○次の広報を実施する。 ・WEB 広報 ・全国紙への広告掲載 ・全事業所へのチラシ配布 ○全支部で統一的に広報を実施するため、次の広報資材を作成。 ・新聞広告原稿（全 5 段、フルカラー・白黒） ・広報チラシ原稿（A4 両面） ・ポスター原稿（A3） ・広告用記事原稿（A4、A5、A6） <実施時期> 令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月
--	---

	【山口支部が実施すること】 <メインターゲット①> 加入者・事業主 <実施内容①> ・関係団体への広報（広報チラシ、ポスター） ・経済団体の広報誌への記事掲載 <実施時期①> 令和８年２月 <メインターゲット②> 加入者 <実施内容②> WEB 広報 <実施時期②> 令和８年２月 <メインターゲット③> 事業主 <実施内容③> 地方紙への新聞広告掲載、プレスリリース
--	---

	<実施時期③> 令和 8 年 2 月 2. 「重点広報テーマ」に係る実施計画 【山口支部が実施すること】 <テーマ> 健診 <目的> 山口支部の特定健診（被扶養者）の受診率は令和 5 年度の目標 35.0%に対して 30.0%（全国 18 位）であり、更なる実施率の向上を図る観点から、特定健診の重要性や受診促進を行うことで、加入者の更なる健康度の向上を図る。 <メインターゲット> 40 歳以上の被扶養者 <実施内容> ・ 特定健診の対象者の 9 割が女性であることに着目し、県内の商業施設（スーパーマーケット等）において店舗放送による PR を行う ・ 各種広報媒体において、特定健診の重要性や受診促進を行う <実施時期> 令和 7 年 8 月～ 3. 「特別広報テーマ」に係る実施計画 <テーマ> マイナンバーカードと健康保険証の一体化
--	---

※詳細な実施内容は国の広報方針が定まった後に検討する。

4. 「その他の広報テーマ」に係る実施計画

【山口支部が実施すること】

<テーマ①>

高血圧対策

<目的①>

高血圧予防・改善のための生活習慣や山口支部加入者は血圧リスクが高いことをお知らせして、高血圧の改善を図る。

<メインターゲット①>

40 歳以上加入者

<実施内容①>

- ・ 山口県との健康経営企業に対するフォローアップセミナーの一環としてセミナー動画を作成し広く発信することや、事業所ぐるみや個人で取り組む具体的な高血圧対策、高血圧となる仕組み等が学べる動画を作成して山口支部ホームページ等で配信する。
- ・ 事業所や個人で取り組む具体的な高血圧対策、高血圧となる仕組み等が学べる LP 及び動画を作成して WEB 広報や LINE による発信を行う。
- ・ 高血圧予防改善に関するチラシやポスター等を作成して事業所への配付やイベント等にて周知広報する。

<実施時期①>

令和 7 年 8 月～

<テーマ②>

がん検診受診率向上

	<目的②> 山口支部加入者のがんの入院医療費が高く、山口県民はがん検診の受診率が低いことから、がん検診の受診率向上を図ることで、早期発見・早期治療を促し、医療費の適正化を図る。 <メインターゲット②> 40 歳以上加入者 ※子宮頸がん検診は 20 歳以上の偶数年齢女性 <実施内容②> ・ 山口県や関係団体と取組を共有しつつ、共同でがん検診の受診促進を図る。 ・ がん検診の必要性を訴えるチラシや動画を作成し、生活習慣病予防健診の受診勧奨時に同封することや LINE や WEB 等にて発信する。 ・ 特定健診受診案内に市町が実施しているがん検診の受診促進チラシを封入する。 <実施時期②> 通年実施
--	--